

# 住民の快適な生活環境を 守り続けるために



**東京清掃労働組合**  
千代田区飯田橋3-9-3  
TEL (3237) 9995  
1部20円

編集責任 田口康  
企画・総務 田口康

**わが組合の綱領**

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

## 環境省に清掃現場の実態を訴える

現在、世界中で感染拡大が進行している新型コロナウイルスで「医療崩壊」の危機に直面しています。医師や看護師が感染する中、人員が不足して一人ひとりの業務量が増すことで、肉体的・精神的負担が増大しています。清掃現場においても、感染のおそれがある人たちが使用したマスクやティッシュなどが入っているごみを収集する中で、感染のリスクと向き合いながらの作業が続いています。

新型コロナウイルスが世とも欠かすことのできない領域の衛生的な生活環境を守るために、私たちにはそれぞれの果たす役割が求められています。しかしそのためには、①個々の衛生状態を維持するため、頻りに手を洗い目や顔に不必要に触れない。②定期的に体温を測定する。③体調が優れない時は混雑した場所を避け、すぐに新型コロナウイルス受診相談窓口等に電話するなどを実施に行い、感染拡大を抑える必要があります。

4月2日に厚生労働省が発出した新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルでは、「宿泊療養者等の食事ごみ等は、基本的に感染性廃棄物として処理する等、ごみの種類ごとに処理方法を確認」としていたものが、4月6日に発出した新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備に関するQ&Aでは、「軽症者等の宿泊施設等において生じた廃棄物については、廃棄物処理法施行令で定める感染性廃棄物としての取扱いが義務付けられているわけではありません。ただし、中略、慎重な対応として、廃棄物処理法施行令で定める感染性廃棄物に準じた取扱いをする」とも考えられます。現場の混乱につながっていることを伝えました。そのうえで、本来であれば感染性廃棄物としての処理ルートに乗せるべきこと、清掃事業に従事しているすべての労働者の健康と感染を防ぐため、国の責

任において安全衛生保護員（マスク、化学防護服、消毒剤等）を確保すること、ごみの排出マニュアルだけでなく、ごみ処理の作業マニュアルを提示することを求めました。

環境省からは、「今回の新しい未知の病気に対する恐怖と不安は、生物である人間としての自然な反応で、日々の生活と清掃事業

に安全で安定的に維持する方策を早急に検討します」という回答がありました。

現在、私たち一人ひとりに問われていることは、社会全体としての結束力と心理的な耐性だと思えます。新しい未知の病気に対する恐怖と不安は、生物である人間としての自然な反応で、日々の生活と清掃事業

に安全で安定的に維持する方策を早急に検討します」という回答がありました。

緊急事態宣言が出されて以降、手洗いがいかに励行はもとより、マスク・ゴーグルの着用、作業手袋の洗濯、車内の消毒を毎日行うことを徹底し、感染予防に努めることにしました。庁舎内においてもマスクの着用を徹底し、体操もそれぞれ一定の距離を保ちながら行うよう動務については、一定の期間にテレワークを一日設けることにより出勤者の規模を縮小しました。更に、朝は7時から

15分ごとに出勤時間をずらし、退庁時間もそれに伴い15時45分からとするフレックスタイム制としました。毎朝のミーティングは館内放送を主とし、体操もそれぞれ一定の距離を保ちながら行うよう動務については、一定の期間にテレワークを一日設けることにより出勤者の規模を縮小しました。更に、朝は7時から

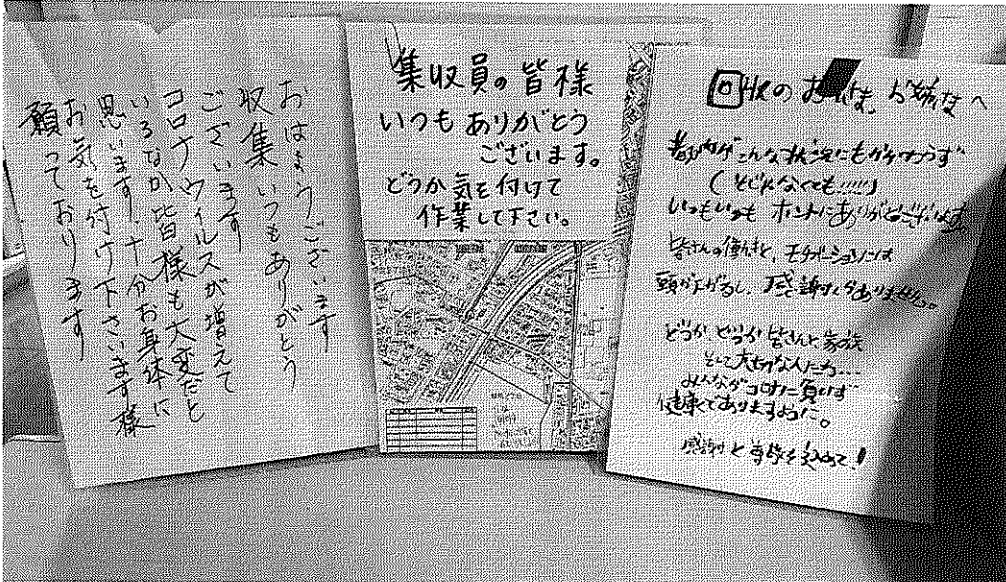
せす今まで通りの作業を行い、感染防止の観点から、感染の疑いのある廃棄物の出し方の職員からは、収集中の感染リスクよりも通勤時のPRレラを、集積所に貼付することによって、住民にも協力してもらったことになりました。事務所内では、3密を避けるため、一部の職員を資源化センターに出動場所を変更し、更に、組合と休憩場所を指定する

ことにより、感染リスクを軽減する取組を行うことになりました。しかし、職員からは、収集中の感染リスクよりも通勤時のPRレラを、集積所に貼付することによって、住民にも協力してもらったことになりました。事務所内では、3密を避けるため、一部の職員を資源化センターに出動場所を変更し、更に、組合と休憩場所を指定する

## 職場では今

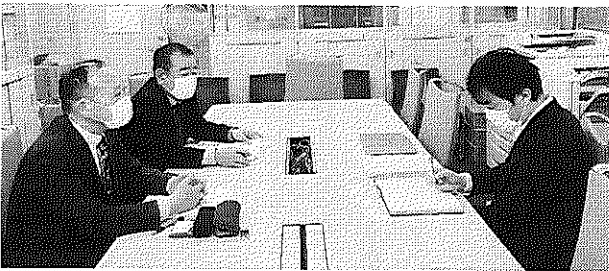
これまで災害時の対応をメインに定数を確定してきましたが、今回の新型コロナウイルスで、感染症に対する対策も今後当局と交渉していきたいと思っています。

（森田 裕二）



住民から寄せられた感謝の手紙

環境省からは、「新型コロナウイルスの感染が拡大している中、医療崩壊の可能性があります。医師や看護師等の肉体的・精神的負担が増している状況にあります。清掃事業に従事する皆さんも同様と考えています。清掃事業は、住民の生活を根底から支えている事業です。したがって、清掃事業の崩壊は絶対に避けなければなりません」という発言がありました。



環境省と意見交換を行う中里委員長と多田書記長

**組合員の皆さんへ**

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、感染のリスクや不安を抱えながらも地域の衛生的な生活環境を守るため、日々現場の最前線で業務に奮闘している組合員の皆さんに心から敬意を表します。

政府は、大都市圏を中心に新型コロナウイルスの感染者が急速に拡大していることから、4月7日に「緊急事態宣言」を発令しました。これにより、東京都においても、外出自粛や集会場・公会堂の施設休業、営業休止などが要請される見通しとなっています。

清掃事業は、住民が安全で安心な生活を営むうえで欠かすことのできないライフラインです。たとえ、災害等が発生しても衛生的なごみの処理を継続し、住民のための快適な生活環境を守り続けなければなりません。

東京清掃労働組合は、「緊急事態宣言」が発令されて以降、現場で奮闘している組合員の皆さんの健康と感染拡大を防ぐため、各機関会議の中止を含めた取組の自粛を判断しました。また、各職場からの問い合わせや情報の共有化をはかるため、四役が通常どおり本部に常駐し、可能な限りの対応をさせていただくこととしました。

今後も組合員の皆さんの負担が増大していくことが予想されますが、安全を最優先に、23区清掃事業に従事する職員で組織された東京清掃労働組合の結束と助け合いの精神でこの難局を乗り越えていきたいと思います。

2020年4月8日  
東京清掃労働組合  
中央執行委員長 中里 保夫

# 共に連帯し、この難局を

## 乗り越えていきましょー

2020年の年が明けた。この時点での厚労省から1月6日、新型コロナウイルス感染症の情報が厚生労働省(以下、厚労省)から発表された。当初「ヒトヒト感染の明らかな証拠はない」と報道されていたが、私自身として危機意識が低かったことは否めません。その後、瞬く間に拡大し、世界規模での対策が迫られる事態となりました。日本でも武漢への渡航歴がない人の感染が初めて確認されたのが1月28日でした。

一方、組織・共闘局もその対応に追われました。2

# 感染防止のための各区の対応

「緊急事態宣言」が発出された以降、各区・一組における職員の感染拡大防止に向けた対応が本格化しています。これは、政府や東京都等から指摘されている「人と人との接触を極力避ける」という方針を受けてのものですが、そこで、この間のいくつかの対応について報告します。

(一) 勤務上の取扱いと職員の分散について

主に行われているのは「短」と「一日単位の在宅勤務」であり、両方を併用し

た。あわせて、「第45回組織集会」「狭山現地調査」についても延期することを4月2日の第49回中央執行委員会で確認しました。

政府による緊急事態宣言の発出後も、新型コロナウイルス感染症の拡大は収束の心配が見えていません。しかし、刻一刻と予断を許さない環境が続く中でも、

これまで高齢期の雇用制度について、「特別区職員の実態に即した『定年延長』等の制度を構築するため、賃金・労働条件について早期に協議を行うこと。」を求めてきましたが、区長会は国の動向を注視するとの回答に終始してきました。

4月16日に国家公務員の定年を引上げる国家公務員法改正案が提出され、国会で審議することとなりました。安倍首相の私意が見え隠れする検察官の定年引上げとセットとなったため、激しい議論も予想されますが、6月の会期末までには国家公務員法改正案と地方公務員法の一部を改正する法律案は可決される見通しです。ようやく、区長会との実質的な議論が開始されます。

これを高年齢期の雇用制度について、「特別区職員の実態に即した『定年延長』等の制度を構築するため、賃金・労働条件について早期に協議を行うこと。」を求めてきましたが、区長会は国の動向を注視するとの回答に終始してきました。

4月16日に国家公務員の定年を引上げる国家公務員法改正案が提出され、国会で審議することとなりました。安倍首相の私意が見え隠れする検察官の定年引上げとセットとなったため、激しい議論も予想されますが、6月の会期末までには国家公務員法改正案と地方公務員法の一部を改正する法律案は可決される見通しです。ようやく、区長会との実質的な議論が開始されます。

現在、医療機関敷地内に併設されている施設を収集している区においては、車両は当該施設のみ収集とし、通常の保護員に加え、雨衣、長靴、ゴーグル、薄手手袋、ゴム手袋、使い捨て防護マスク等の着用、ごみ袋には消毒液を噴霧し、破袋しないよう注意しながらの作業が行われています。

また清掃工場では、それらの施設から搬入されるごみについて、事前連絡の徹底や、搬入するゲートを限定する等の対策が行われています。

(三) ごみ増量と飛散防止対策車について

4月以降、外出の自粛、在宅勤務、学校の休校等に集まっている区においては、車両は当該施設のみ収集とし、通常の保護員に加え、雨衣、長靴、ゴーグル、薄手手袋、ゴム手袋、使い捨て防護マスク等の着用、ごみ袋には消毒液を噴霧し、破袋しないよう注意しながらの作業が行われています。

また清掃工場では、それらの施設から搬入されるごみについて、事前連絡の徹底や、搬入するゲートを限定する等の対策が行われています。

(三) ごみ増量と飛散防止対策車について

### 一人ひとりができることを行おう

4月27日の夕方のニュースで、とある区の住民から清掃労働者に対する心温まるお手紙が紹介されました。各区でもこのような心温まるお手紙の報告が多数あります。少くも、このところ、少しずつではありますが、各種新聞やテレビ番組でも清掃事業の現状が取り上げられてきています。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、医療現場では、病床数が不足するとともに、医師や看護師が感染することで「医療崩壊」が危惧されています。人の命を預かる医療従事者は、かつてないほどの対応を強いられています。しかし私たちがの仕事も、区民が安心して日常生活を営むことができる衛生的な住環境を維持する上で欠かすことのできない事業です。日々、清掃事業の業務を行っている清掃労働者は、常に感染のリスクと向き合いながら作業を行っています。

各区によって違いはあるものの、感染防止のための対策が図られています。中にはマスクや消毒液が不足している区もあります。

清掃事務所に感染が広がれば、ごみの収集

